

すべての女性が輝く社会づくり本部（第 10 回）・
男女共同参画推進本部（第 20 回）合同会議
議 事 録

内閣府男女共同参画局

すべての女性が輝く社会づくり本部（第10回）・

男女共同参画推進本部（第20回）合同会議

議 事 次 第

日時 令和3年3月9日（火）7:40～8:00

場所 総理大臣官邸4階大会議室

1 開会

2 議題

男女共同参画の取組の強化について

3 閉会

【出席者】

本部長	菅	義偉	内閣総理大臣
副本部長	加藤	勝信	内閣官房長官
同	丸川	珠代	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）
本部員	武田	良太	総務大臣
同	上川	陽子	法務大臣
同	茂木	敏光	外務大臣
同	麻生	太郎	財務大臣
同	萩生田	光一	文部科学大臣
同	田村	憲久	厚生労働大臣
同	野上	浩太郎	農林水産大臣
同	梶山	弘志	経済産業大臣
同	赤羽	一嘉	国土交通大臣
同	岸	信夫	防衛大臣
同	平沢	勝栄	復興大臣
同	小此木	八郎	国家公安委員会委員長
同	河野	太郎	国務大臣
同	坂本	哲志	国務大臣
同	西村	康稔	国務大臣
同	平井	卓也	国務大臣
同	井上	信治	国務大臣
	坂井	学	内閣官房副長官
	杉田	和博	内閣官房副長官
	堀内	詔子	環境副大臣

○加藤内閣官房長官 ただいまから、すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議を開催いたします。

本日の議題は、「男女共同参画の取組の強化について」であります。

まず、丸川大臣から発言がございます。

○丸川大臣 おはようございます。

お手元の資料を御覧になりながら、お聞きいただければと思います。

まず、日本のジェンダー・ギャップ指数は、153か国中121位と大変残念な状況です。我が国においては、国際社会では当然の規範である男女平等の理念が必ずしも共有されておらず、男女共同参画はいまだ道半ばであります。

男女共同参画への注目が高まっている中、「多様性と調和」を核とする東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、社会全体で男女共同参画を強力に推進し、大会のレガシーとなるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

大会組織委員会においても、橋本会長のリーダーシップの下、今般、女性理事の比率が4割超となるとともに、男女平等推進チームが新たに設けられるなど、取組の強化が図られました。政府としても、引き続き、大会組織委員会と連携してまいります。

また、新型コロナによる女性の雇用や生活への深刻な影響にしっかり対処するとともに、昨年末に策定した「第5次男女共同参画基本計画」を着実に、かつスピード感を持って実行したいと考えております。

このため、この5次計画に盛り込んだ女性の登用・採用に関する目標の達成に向けて、令和3年度・4年度に取り組む具体策を、6月を目途に策定する「女性活躍・男女共同参画の重点方針」にしっかり盛り込みたいと考えております。

加えて、男女共同参画会議において、毎年度、5次計画の特に重要な項目について、進捗状況を点検します。また、計画中間年である令和5年には、全89の成果目標の達成状況について点検・評価を行います。さらに、必要に応じて、内閣総理大臣及び関係大臣に意見を述べ、確実な実行を求めてまいります。

あわせて、次の2点について閣僚の皆様をお願いがございます。

まず1点目は、各府省が主催する、または後援をする行事につきまして、登壇者や発言者の性別に偏りが無いよう努めていただきたいということです。

2点目は、各府省の女性職員について、責任ある判断が求められる職務への登用や職域拡大に積極的に取り組んでいただきたいということです。

これらにより、政策立案過程に多様な視点を確保するようにお願い申し上げます。

閣僚の皆様におかれましては、「すべての女性が輝く令和の社会」に向けて、5次計画を真に実効性のあるものとするべく、御協力をお願い申し上げます。

以上です。

○加藤内閣官房長官 続いて、各大臣から発言があります。

まず、上川法務大臣、お願いします。

○上川法務大臣 法務省としましても、女性の活躍の障壁となる問題を取り除くことができるよう、しっかりと取り組んでまいります。

具体的には、「第5次男女共同参画基本計画」に基づき、父母の離婚等に伴う子供の養育の在り方を含む家族法制についての検討、性犯罪・性暴力対策の強化のための刑事法に関する検討などの取組を着実に実施してまいります。

以上です。

○加藤内閣官房長官 次に、萩生田文科大臣、お願いします。

○萩生田文部科学大臣 文部科学省においては、「第5次男女共同参画基本計画」を踏まえ、教育分野、科学技術分野、スポーツ分野における取組を着実に推進してまいります。

特に、スポーツ分野においては、中央競技団体における指導的地位に占める女性の割合の向上、女性アスリートが健康かつ安心してスポーツを継続できる環境の整備、女性の運動・スポーツ参加の促進、女性特有の特徴やニーズに配慮したスポーツ指導を行う指導者の育成に関する取組を進めてまいります。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、男女共同参画社会の実現を更に推し進めてまいります。

○加藤内閣官房長官 次に、田村厚生労働大臣、お願いします。

○田村厚生労働大臣 厚生労働省としては、女性の採用・登用等に取り組むための事業主行動計画の策定義務の拡大等を盛り込んだ改正女性活躍推進法の着実な施行等を通じて、職場における女性活躍をさらに推進していくとともに、男女ともに仕事と育児等の両立を促進するための育児・介護休業法の改正法案を今国会に提出したところです。このような取組を通じ、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる就業環境の整備を進めてまいります。

以上です。

○加藤内閣官房長官 次に、堀内環境副大臣、お願いします。

○堀内環境副大臣 環境省では、環境分野こそ女性の視点が不可欠であるとの認識に立ち、男女共同参画の取組を進めており、先月の中央環境審議会の委員の改選に当たり、小泉大臣の御指示の下、委員30名中、半数の15名に女性を任命し、委員の互選により、会長には女性が選出されました。

引き続き、環境分野における男女共同参画の推進に積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○加藤内閣官房長官 次に、井上国務大臣、お願いします。

○井上国務大臣 男女共同参画基本計画にあるとおり、我が国の女性研究者の割合は、諸外国と比べて低水準にとどまっております。そのため、女性研究者が研究活動を継続できるよう、男女双方に対する研究と育児・介護の両立支援に向けた環境整備を行います。また、経営層や管理職に女性研究者を積極的に登用し、女性研究者のキャリアパスを明確にします。

2025年大阪・関西万博の基本方針では、万博を契機に一人一人がそれぞれの可能性を最大限発揮できる持続可能な社会をつくることを推し進めるとしております。万博の開催を通じて女性の活躍を後押しする取組についても進めてまいります。

○加藤内閣官房長官 ありがとうございます。

ほかに御発言はございますか。よろしいですか。

それでは、ここで総理から御発言をお願いしたいと思います。

プレスが入ります。

(報道関係者入室)

○加藤内閣官房長官 総理、よろしく申し上げます。

○菅内閣総理大臣 男女共同参画は、我が国政府の重要で確固たる方針であります。国際的にも共有されている守るべき規範でもあります。グローバル化が進む中、世界的な人材獲得にも関わる重要な課題です。

こうした認識の下に、令和の時代に輝ける男女共同参画を実現するために、「第5次男女共同参画基本計画」を強力に推進する必要があります。

そのために、各閣僚におかれては、特に以下の点について強力に取り組んでいただきたいと思っております。

まず、基本計画に盛り込んだ女性の登用・採用目標の達成に向けて、令和3年度・4年度に取り組むべき具体案を、本年6月目途に策定する「女性活躍・男女共同参画の重点方針」に盛り込んでください。

また、本年4月末までに、所管の独立行政法人や関係団体に対して、女性を積極的に登用するよう要請してください。

さらに、男女共同参画は、国際的に共有された規範であるという認識の下に、各府省内で偏見や固定観念に基づく言動があれば、それを指摘し、改善をしていただきたいと思っております。

「すべての女性が輝く令和の社会」に向けて、丸川大臣を中心に、各閣僚において全力で取り組んでいただきたいと思っております。

○加藤内閣官房長官 ありがとうございます。

ここでプレスの方は御退出をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○加藤内閣官房長官 関係大臣におかれましては、ただいまの総理指示を踏まえ、これまで以上に男女共同参画の取組強化に取り組まれることをお願いいたします。

以上をもちまして、すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部合同会議を終了いたします。

ありがとうございます。